

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録（障がい福祉課）

日時：令和8年2月26日（木）午前10時00分～11時30分

於：四條畷市役所 201会議室

〈出席委員〉 小寺委員長・守屋副委員長・志村委員・廣瀬委員・前原委員・横山委員・阿部委員・山本委員・福井委員・園田委員・武田委員・浅田委員・橋垣委員・田中委員・森田委員

〈欠席委員〉福田委員・村上委員・濱野委員

- 1 開会
- 2 健康福祉部長挨拶
- 3 第3期なわて障がい者プランおよび第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画の進捗状況について（R8.1.31時点）

「第3期なわて障がい者プラン」および「第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画」の進捗状況について（R8.1.31時点）

施策目標1

第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画
P69～73

差別の解消及び権利擁護等の推進

- （1）障がい者に関する知識の普及・啓発
- （2）障がいを理由とする差別の解消の推進
- （3）権利擁護等の推進

■実績（R8.1.31時点）

- （1）障がい者虐待防止センターでの24時間365日相談受付 19件
（うち、12件を虐待認定。）
- （2）障がい者差別に関する相談対応 0件
- （3）特定相談連絡会において計画相談の依頼
- （4）広報において定期的な手話コラムの掲載、子ども手話動画の配信
- （5）障がい者理解促進研修会の開催
「笑いとメンタルヘルス」R7.8.27開催 27名参加
- （6）小学校にて子ども向け手話講習会の実施 3校
- （7）手話言語の国際デー（R7.9.23）、市庁舎東館入口、グリーンフォール田原なわまる像においてブルーライトアップの実施

- (8) ホームページにて障がい者差別解消法の再周知
事業所による合理的配慮の提供義務化について
- (9) 四條畷市商工会へ障がい者差別解消法の周知、アンケート協力等の依頼
- (10) 障がい者虐待、障がい者差別の相談窓口の周知チラシの配架
- (11) おいでえやあ！！ちゃんぷるーフェスタの開催 R7.11.23
- (12) 障がい者週間中、「ふれあいキャンペーン」を実施 R7.12.9
- (13) 成年後見制度啓発研修会の開催
「なにしてくれるん 成年後見人って」R8.1.20 20名参加
- (14) 障がい者虐待防止研修の開催
「自立に向けた家族や支援の関わり方」R8.1.22 26名参加

■課題

- ・障がい者の権利擁護の周知・啓発
- ・障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進
- ・計画相談員の不足
- ・チラシの配布、事業所への情報提供、ホームページやXでの周知等に取り組んでいるが情報が行き届かない状況である。

■今後の方向性

- ・権利擁護の周知・啓発方法について
研修会開催やチラシ配架、ホームページでの啓発を行っているが、興味のある人にしか届いていないのではとの意見がある。今年度開催の研修では「聞いてみたい」と関心を引くタイトルにする工夫を行った。今後も、当事者や関係機関の意見を聴きながら周知啓発に努める。
- ・障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進について
本市では「障がい者差別解消支援協議会」を設置しており令和8年3月に開催予定。障がい者差別解消の推進に向けて意見交換を行い今後の取組につなげていく。
- ・計画相談員の不足について
昨年度末に特定相談事業所開設を検討している事業所2カ所へ個別訪問、説明を行ったが設置に至らず。今後も特定相談事業所開設を検討している事業所があれば訪問し、説明を行っていく。

施策目標 2

第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画

一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備

- (1) 保育・幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 教育相談体制の充実
- (4) 児童・生徒の日中活動支援・居場所づくり
- (5) 教職員の資質の向上
- (6) 障がい児施策等の充実

■実績

- (1) 発達障がい啓発研修会の実施
- (2) 児童発達支援センターでの保育所等訪問支援事業、障がい児計画相談、巡回相談、就学後の相談の実施
- (3) 児童発達支援センターでの理学療法士、作業療法士によるリハビリテーションの実施、言語聴覚士による相談・助言の実施
- (4) 放課後等デイサービス・児童発達支援事業所の確保
R6.3月末(13か所)、R7.3月末(14か所)、R8.1月末(16か所)
- (5) 医療的ケアが必要な児童の支援等について「なわて医ケア児会議」の開催
- (6) 教育支援委員会の開催
- (7) 支援教育基礎研修等の実施
- (8) 子育て関係機関連絡会の開催

■課題

- ・児童発達支援センターの機能強化
- ・児童の短期入所施設の整備
- ・関係機関との連携強化による継続支援

- ・通学支援制度に対応するガイドヘルパーの確保
- ・保護者支援の充実
- ・地域資源の活用
- ・特別な教育課程の理解促進

■今後の方向性

- ・児童発達支援センターの機能強化について
児童発達支援センターが中核的機能を果たすため、相談支援の充実、保育所等訪問支援の推進、ペアレント・トレーニング等による機能強化、啓発研修の実施。
- ・児童の短期入所施設の整備について
市内短期入所施設への児童受け入れに係る課題調査の実施。
- ・関係機関との連携強化による継続支援について
つながりシート、サポートシート等を活用した関係機関との連携し、継続支援の強化を図る。
- ・通学支援制度に対応するガイドヘルパーの確保について
通学支援ガイドヘルパー養成研修を実施し、ガイドヘルパーの確保に努める。
- ・保護者支援の充実について
親子教室・ペアレント・トレーニングの参加者増加をもって充実を図る。
- ・地域資源の活用について
障がい児の利用可能な地域資源の整理を行う。
- ・特別な教育課程の理解促進について
通常学級における支援教育の視点が重要であるため、学びの場に対する職員間の理解差を解消するため研修等を継続して行う。

施策目標 3

第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画

いきいきと活躍できる環境づくり（社会参加の促進）

- (1) 就労に必要な技能の習得・向上支援
- (2) 就労支援
- (3) 就労の場の拡充
- (4) 多様なニーズに対応した日中活動
- (5) 生涯を通じた学習・レクリエーション活動の支援
- (6) 外出・コミュニケーションの支援

■実績

- (1) 手話奉仕員養成講座（市民向け）の開催
初級：16名受講申込 上級（1回目）：14名受講申込
- (2) 授産製品販売場所の提供
- (3) 市ホームページ等で手話動画の掲載
- (4) 庁内への障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の周知・依頼、障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の公表
- (5) 地域活動支援センターにてイベント等の開催
- (6) 移動支援の充実に向けたプロジェクトチームの開催
- (7) 手話言語条例意見聴取会の開催
- (8) 要約筆記講習会の開催

■課題

- ・就労支援事業所の確保を含めた就労支援取組み強化
- ・工賃向上への取組強化
- ・コミュニケーション支援の充実
- ・ガイドヘルパーの不足

■今後の方向性

- ・就労支援事業所の確保を含めた就労支援取組み強化について
本市での就労支援事業所開設依頼や開設に関心ある事業所があれば周知を行う。
- ・工賃向上への取組強化について
引き続き、庁内への障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針の周知、依頼、実施し、併せて物品販売ができるようなイベントがあれば周知、また、大阪府からの工賃向上の取組事例等の情報共有を行う。
- ・コミュニケーション支援の充実について
来年度期間満了となる「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査、関係機関へのヒアリングを実施。
- ・ガイドヘルパーの不足について
移動支援の充実に向けたプロジェクトチームにおいて提案があった養成研修の実施方法等の検討を行う。

施策目標 4

第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画

P89～96

生活の質（QOL）を高める生活支援の推進

- (1) 障がい福祉サービス等の充実
- (2) 相談・情報提供体制の充実
- (3) 人材の育成・研修
- (4) 障がいのある人の自立を支援する計画的なケアマネジメントの推進
- (5) 健康の保持・増進

■実績

- (1) 相談支援従事者初任者研修の推薦 5名、1事業所開設。
- (2) 計画相談の推進
- (3) 精神障がい者の有無にかかわらず対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議開催

(4) 事業所への研修会等の案内周知

(5) 重度障がい者グループホームが欲しいプロジェクトチームの開催

■課題

- ・地域移行のサポート体制の検討
- ・計画相談の推進
- ・必要とする事業所の確保
- ・地域生活支援拠点等の機能強化

■今後の方向性

- ・地域移行のサポート体制の検討について
長期入院および長期入所中の障がい者に対し実施した、地域生活をイメージするためのリーフレット配布や、病院内での茶話会を継続するとともに、相談事業所とも連携しながら地域移行に向けた検討を進めていく。
- ・地域生活支援拠点等の機能強化について
障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域全体で支えるために行った「地域生活支援拠点」の整備機能（相談、緊急時の受け入れ、体験の場・機会の提供、専門的人材の育成、地域の体制づくり）が円滑に運用されるよう、昨年度に引き続き制度の周知を図り、機能強化に取り組む。

施策目標 5

第7期四條畷市障がい福祉計画・第3期四條畷市障がい児福祉計画

P97～99

暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 緊急時の安心・安全の確保
- (3) 地域で助け合い・支え合いの推進

■実績

(1) 障がい・難病のある人のための防災ブックの配布

■課題

- ・障がい者理解への働きかけ

■今後の方向性

- ・障がい者理解への働きかけについて
避難行動要支援者個別支援計画の作成支援を行うとともに、障がいのあ
る人や事業所等への防災意識の向上、障がいに対する理解・啓発を図
る。

質疑応答

<委員> アンケートが届いているものの、文章を読むのが苦手なため、開封をためらってしまいます。これまでもあまり提出したことがなく、読んでみても内容が少し難しく感じられます。家族の協力もあまり得られない状況なのですが、他の皆様はどのように対応され、実際に回答されているのかお伺いしたいです。

<事務局> アンケートにつきましては、文字が多くわかりづらい部分もあるかと思えます。どのように回答すればよいか迷われたり、ご不明な点があったりする場合は、障がい福祉課の窓口にお越しいただければサポートさせていただきます。

<委員> アンケート発送が決まった段階で「もうすぐ届きます」といった事前の連絡をいただけるとありがたいのですが。

<事務局> アンケートの対象者につきましては無作為抽出を行っており、事前に「届きます」と個別にお知らせすることは、現状では少々難しい状況でございます。アンケートの回答期日が少し短いとのご意見については、皆様に余裕を持って取り組んでいただけるよう、今後アンケートを実施する際に、期間について検討させていただきます。

<委員> 2点あります。まず、「ブルーライトアップ事業」について今回初めて知りました。市庁舎等で実施されているとのことですが、可能で

あれば、市庁舎だけでなく市内の様々な施設でブルーライトアップを実施すれば、一層の PR につながるのではないかと思います。2 点目が、ガイドヘルパーの関連ですが、社会福祉協議会には現在 14 名のヘルパー登録があり、担当者に確認したところ、そのうちの半数は 70 歳を超えている状況のようです。現在は元気な高齢者が多いため、70 歳を超えた方でもガイドヘルプを担っていただけないかと思えます。ただ、今後さらに年齢が上がっていくことで、将来的なヘルパー不足に繋がらないかという懸念があります。また、利用者の皆様が日中は施設等に行かれるため、ヘルパーを希望される時間帯が早朝や夕方（薄暮）に集中しているそうです。若手のヘルパーは早朝や夕方の対応が難しく、結果的に 70 歳以上の方々が多く対応してくださっているという実態があるようです。その点を課題として解決に取り組む必要があると感じております。

〈事務局〉 手話を言語と定める、四條畷市心をつなぐ手話言語条例に基づく取り組みとして、今回は東別館玄関のサンタをモチーフに、オーロラのようなブルーの装飾を行いました。当日は手話に関わる方々が 20～30 名ほどお越しくださり、市のホームページや広報にも掲載いたしました。実施場所につきましては、時間的な制約もあり、市施設の中でライトアップに適した場所が他に見当たらなかったため、今回は東別館玄関と田原支所での実施となりました。先ほどのご提案の通り、皆様から様々なご意見をいただいております。次回以降は各所の協力を得ながら、実施場所を広げていくことができると考えております。

ガイドヘルパーの件については、先ほどの実績報告にもありましたとおり、四條畷市障がい者総合支援協議会に「移動支援の充実を図るプロジェクトチーム」が立ち上がり、会議のなかで、ヘルパーの高齢化、早朝・薄暮の時間帯における人手不足が確認されております。また、土日祝日に長時間利用を希望される方がおられる一方で、対応できるヘルパーが不足しているという現状も明らかになってまいりました。

ガイドヘルパーの養成研修を実施しているものの、受講生が集まりにくい現状がある一方で、若い利用者からは同年代や同性のヘルパーを希望する声があります。そうしたニーズに対応するためターゲットを絞って受講生を募集してはどうかとの意見が出ておりますの

で、今後の課題として受け止め、どのような研修を実施していくべきか検討を行ってまいります。

〈委員〉 手話については様々な場面で啓発が進んでいると思いますが、視覚障がいについては周知が不足していると感じます。一般市民が街中で突然接する機会が少なくないにもかかわらず、白杖を持って単独で歩かれている方をお見かけしても、どのようにサポートすればよいか分からないというのが現状です。

先日、暇高齢者大学で日本ライトハウス様のご協力を得て、視覚障がいの方への適切なサポート方法について学ぶ機会がありました。受講者の多くが「そうすればよかったのか」と初めて知ったような反応でした。聴覚障がいの方とのコミュニケーションは、メモによる筆談や、現在であればスマートフォンの活用など考えつきますが、視覚障がいの方に対してはそうした代替手段が乏しいため、どのようにサポートすればよいか、一般市民に向けた、視覚障がい者への具体的な接し方やサポート方法の学習や啓発の機会が重要と感じました。

〈委員〉 視覚障がい者は、現在はスマートフォンの音声機能などを活用し、サポートを得ることができております。ただ、私どもの団体の会員数が現状少し少ないという課題がございます。今後は会員の皆様を増やし、そうした機器の活用や情報共有などの活動を広げていきたいと考えております。

〈事務局〉 視覚障がいの方への対応につきまして、事業者に対する合理的配慮の提供が義務化されましたが、事業者の方々におかれましても、実際にどのように対応すればよいか迷われるケースが多々あるかと思っております。そこで、市のホームページから大阪府のホームページに掲載されている事例集へリンクを張り、「このような対応が望ましい」といった具体例をご紹介します。こうした対応方法が市民の皆様全体に広がっていくことが一番望ましいと考えておりますので、今後も引き続き周知に努めてまいります。

〈委員〉 現場での相談事例を通して感じたことですが、当事者本人がサービスを利用することによる支援はあるものの、介護をしているご家族自身を直接支援する制度やサービスが非常に少ないと感じております。特に40歳から64歳の世代では、働きながら配偶者などを介護しているご家庭が多くあるはずですが、そうした方々を支援する社

会資源が不足していると思います。

先日、主任ケアマネジャーの研修に参加した際、第2号被保険者が介護保険を利用できる特定疾病（16疾病）について、専門職であっても全て挙げられる人が少ないという実態がありました。専門職ですら認識が薄れがちであるということは、当事者の皆様にとっても、いざというときに制度を使えるという情報が圧倒的に不足しているのだと思います。情報も少なく、利用できるサービスも限られている現状を考えますと、障がい福祉と介護保険（特に第2号被保険者）の連携が非常に重要だと感じております。しかし、資料を拝見する限り、そうした制度間の連携についての記載が見当たらなかったため、意見として申し上げました。

<事務局> ご指摘の通り、40歳から64歳までの第2号被保険者の方々に対するサービスの周知が不足していると思われます。現在、65歳になる際の障がい福祉から介護保険への移行につきましては、チームを組んで対応しておりますが、第2号被保険者として制度を利用できる方への情報提供は不足気味であると思われますので、今後は障がい福祉と高齢福祉の担当課間でしっかりと連携し、対応を検討してまいりたいと考えております。

<委員> 障がい福祉課の窓口についてですが、入ってすぐのカウンターが閉鎖され、ポスターや本棚が置かれています。職員の皆様が奥の方におられ、来庁者から少し声をかけづらい状況になっていると感じます。他の課では、窓口に行くと職員の方々から近づいて声をかけてくださり、相談しやすい雰囲気があります。障がい福祉課におかれましても、来庁者が相談しやすい窓口対応や環境づくりをお願いしたいと思います。

<事務局> ご指摘の通り、障がい福祉課の窓口はカウンターが2箇所ございますが、現在は1箇所を閉鎖し、1箇所のみで対応しております。これは数年前の業務見直しの中で、現在の体制とさせていただいた経緯がございます。窓口には各種申請から時間を要するご相談まで様々な内容で来庁されるため、場合によっては長くお待ちいただくこともございます。

相談しやすい窓口対応につきましては、職員にお声がけいただけましたら別室の相談室へご案内することも可能ですので、何かご相談がある際は、ぜひ一度職員にお声がけいただければと思っております。

〈委員〉 ご説明のような運用面のお話ではなく、ハード面と申しますか、カウンターの外観や雰囲気自体が「行きにくい状況」になっているのではないかと感じます。現状は職員の方が奥にしかいらっしゃらないので用事がある方が非常に声をかけづらいと感じます。障がいのある方が行かれる窓口なのですから、もっと気軽に声をかけやすいようなカウンターの雰囲気づくりが根本的に必要ではないかと思えます。

〈事務局〉 障がい福祉課の窓口が分かりにくい原因につきましては、カウンターのすぐ近くに大きな柱があり、課のスペース自体が柱の陰になってしまっていることも影響していると考えております。本年4月には市の機構改革や人事異動も予定されております。そのタイミングに合わせて、皆様がより相談しやすくなるよう、窓口のレイアウトや配置の再検討を行ってまいります。

〈委員〉 2点あります。まず、地域活動支援センターについてですが、現在、様々な活動を行っておりますが、現状の予算ではこれ以上の対応が厳しいため、もう少し予算の拡充をしていただけないかという要望がございます。
もう1点。現在、四條畷市ではインクルーシブ教育を推進されているのでしょうか。現状についてお聞かせください。

〈事務局〉 地域活動支援センターにつきましては、障がいのある方などが気軽に通える場所として、現在の受託法人様にも様々な教室の開催など工夫を凝らしていただき、効果的な運営にご尽力いただいていると認識しております。予算等のご要望につきましては、現在は契約期間の途中でございますので、次期契約に向けて、これまでの活動実績を踏まえながら事業者様とも協議を重ね、本市のセンターをより良くするための支援内容を検討してまいりたいと考えております。インクルーシブ教育につきましては教育委員会の所管となりますので、この場で申し上げることはできませんが、教育委員会におきましても、そうした観点を持って一定の推進を図っておられると認識しております。

〈委員〉 障がいのある方への理解や啓発の取り組みと併せて「介助犬」に対する周知啓発も推進していただきたいです。市内には介助犬のユーザーが1名いらっしゃいます。お隣の大東市では、市内にユーザー

がいらっしやらないにもかかわらず、広報誌に介助犬の扱い方について掲載し、啓発されていますのでお願いします。

〈事務局〉 介助犬に関する現状の対応といたしましては、窓口で介助犬の利用申込書等の資料を配架させていただいております。今回いただいたご要望を受け、今後は介助犬に対する市民の皆様への理解促進や啓発活動をどのように進めていくかを含め、検討してまいります。